

## 令和3年2月26日 衆議院財務金融委員会議事録

○越智委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・無所属の日吉雄太です。

所得税法等の一部改正案について質問をさせていただきます。

まず初めに、子供食堂をめぐる税務処理について伺いたします。

地域住民や自治体が主体となって無料又は低価格帯で子供たちに食事を提供するコミュニティーの場として、子供食堂が全国に広がっています。

子供食堂は、単に子供たちの食事の提供の場としてだけではなく、帰りが遅い会社員、家事をする時間のない家族などが集まって食事を取ることも可能で、地域住民のコミュニケーションの場としても機能しています。そのような中、コンビニ大手が余剰品を子供食堂に寄附する取組が始まっています。また、子供食堂の運営自体に乗り出すコンビニ大手も表れています。

そこで質問です。子供食堂に対して食材等の現物を寄附した場合、税務上、寄附金と扱われるのでしょうか、それとも、単純に損金に算入できる経費として扱われるのでしょうか。お答えください。

○鎌水政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

一般論として申し上げますと、法人が食材等を無償で提供した場合、法人税法上、その提供に要した費用は、寄附金として一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入されるということになります。

一方で、食材等を無償で提供する場合でありましても、実質的に法人の食品廃棄として行われるようなものにつきましては、寄附金以外の費用として損金算入できるものとして取り扱ってございます。

それから、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、法人が不特定又は多数の方々に対して緊急かつ感染症の流行が収束するまでの期間において行う自社製品等の提供については、災害時と同様に、寄附金以外の費用として損金算入できるものとして取り扱っているところでございます。

したがいまして、法人が子供食堂に食材を無償で提供する場合でございまして、ただいま申し上げましたとおり、実質的に食材等の企業の食品廃棄として行われるようなものである場合や、新型コロナウイルス感染症に関連して、不特定又は多数の方々に対して、緊急かつ感染症の流行が収束するまでの期間において行われるものでございまして、寄附金以外の費用として損金算入することができるということでございます。

○日吉委員

どうもありがとうございました。

フードバンクへの食材の抛出と同じような取扱いとなると理解いたしました。

もう一点確認させていただきます。

コンビニ大手の子供食堂への進出には賛否ありますが、困窮する子供が救われるという意味では子供食堂の存在意義は高く、経営主体が誰であろうと、そこは構わないと思います。ただ、現状、コンビニ大手なりが運営する子供食堂の赤字が、もしも、事業関連性がない赤字として損金算入が認められなくなるのではないかと、こんな議論もありますので、状況を明確にしたいと思いますので、民間営利法人が子供食堂を運営することにより発生した赤字は損金算入することができるかどうか、明確にお答えください。

○鑑水政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

一般論でございますけれども、法人税においては、例えば、法人が本業のほかに別の事業を行い、本業に係る損益は黒字、別の事業が赤字になった場合であっても、法人税法上、所得金額の計算は法人の事業全体で計算することとなりますので、本業の黒字と別の事業の赤字、これは通算されることとなります。

○日吉委員

ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、子供食堂の運営にも様々な支障が出ております。このような困窮時におきまして、子供食堂の必要性は更に高まっていると言えるでしょう。今後、子供食堂が拡大していくことを踏まえると、様々な子供食堂の活動を支えるための法整備などをお願いしたいということをお願いさせていただきます。

次に、企業が従業員等に対して支給する新型コロナウイルス感染症の予防のための支出について、助成金等を支払った場合の税務上の取扱いについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症で様々な予防が行われているわけですが、企業が従業員に対して助成金というような形で支出を行ったとき、企業と従業員のそれぞれの税務上の取扱いについて御説明ください。

○鑑水政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

一般論でございますけれども、従業員が新型コロナウイルス感染症の予防のために支払った費用を法人が負担した場合には、その従業員が支払った費用が法人の業務遂行上必要なものであり、従業員が支出した金額の範囲内で法人が負担しているのであれば、その負担した金額は、法人税法の所得金額の計算上、損金の額に算入され、その従業員に対しても所得税は課税されません。

一方で、新型コロナウイルス感染症の予防のための費用でございまして、従業員の個人的な費用を法人が負担した場合、あるいは、実際に要した費用にかかわらず一律に定額が支給される場合、こうした場合におきましては、法人から従業員への給与として取り扱われ、その従業員は給与所得として所得税が課税されるということでございます。

この場合でございまして、従業員の給与に該当する場合がございますが、この場合であっても、その給与の額は、法人税法の所得金額の計算上、損金の額に算入されるということになります。

○日吉委員

どうもありがとうございました。

業務に関するものは経費として企業は損金算入し、従業員は実費を受け取るということになりまして、業務に関係ないものは給与として企業は損金算入し、従業員の方は給与所得として課税が、所得税の課税対象となる、このように理解をいたしました。

これはちょっと通告していないんですけれども、もしお分かりになったら教えていただきたいんですが、企業の取引先に同様な支出を行った場合というのは交際費に該当するんでしょうか、しないんでしょうか。もしお分かりになったら教えてください。

○鎌水政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

ただいま申し上げたことと同様でございますが、業務必要上のものとして支出したということでございますれば、費用として計上できるというふうになると思います。

○日吉委員

その場合、やはり交際費になるんでしょうかね。福利厚生費とか、何かほかの科目になりますか。

○鎌水政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

形態にもよると思うんですけれども、交際費になる場合もあると思います。

○日吉委員

済みません、通告していなくて申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

もう一つ、コロナに関して質問させていただきます。

コロナが完全に収束した際には、今ではなくて、完全に収束した際には、飲食店等への支援の一つの方策として、交際費の損金算入制限を撤廃することも考えられるんじゃないかなというふうに考えております。

感染収束が中途半端な状況で行ってしまうと再び感染を拡大させてしまう可能性があります。そこは極めて慎重に行動しなければなりませんけれども、企業の交際費支出を後押しして外食産業等を支援する手段として、交際費の制限、損金算入制限を撤廃するということは考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

交際費につきましては、これまで、冗費の抑制等の目的で原則として課税を行うこととしている一方で、その特例といたしまして、中小企業につきましては八百万円まで一〇〇%損金算入できる、また、大企業も含めまして、飲食費については五〇%までの損金算入を認めるといったことで、一定の損金算入を認める改正を累次行ってきているところでございます。他方、交際費の損金算入制限の撤廃という御指摘でございますが、この点につきましては、大多数の中小企業が先ほど申し上げました損金算入の枠を使い切れていない状況であること、また、交際費の損金算入の拡充によりまして裨益されるのは主に大企業となりますことなどを踏まえまして、交際費課税が企業の交際費支出の判断に及ぼす影響がどの程度かと

いったようなことですか、財政的な影響なども含めまして、慎重に検討する必要があると考えております。

○日吉委員

ありがとうございました。

今現在、何か検討をされているということはあるのでしょうか。今後する、しない、もう一度お願いいたします。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

今年の、令和二年度の税制改正におきまして、大企業向けの交際費課税については、一部、むしろ適正化を行ったという段階でございます。

足下の状況は御指摘のようなコロナ禍の状況でございますので、特段、そういった交際費課税の緩和といった議論あるいは検討を行っているという状況ではございません。

○日吉委員

分かりました。もし御検討をしていただければ、していただきたいなと申し上げさせていただきます。

次に、先日の衆議院本会議におきまして、確定申告につきまして、全ての人に確定申告を義務づけてはいかがかという提案をさせていただきました。その理由として、私から四点申し上げさせていただきます。

簡単に繰り返させていただきますが、第一に、全ての人が税に向き合うことは、民主主義が成熟するためには極めて重要だからという理由です。

二つ目が、税の公平性を確保する必要があります。これは、個人事業主と給与所得者との公平性という観点です。第三に、個人が尊重される社会に対応する必要があるから。四点目としては、生活困窮者の実情を把握することができる。

こういった必要性があるのではないかなという意味で、全ての人に確定申告を義務づけることを提案させていただきました。

これに対して菅総理からは、申告に伴う納税者の負担事務を考え、慎重な検討を、必要がある、このような答弁をいただきました。

ここで質問です。

納税者の事務負担、これは具体的にどういったことを想定されての御答弁だったのでしょうか。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

まず、委員御指摘の四つの御趣旨につきましては、これは重要な御趣旨であると思えますし、問題は、その手段として全員に確定申告を義務づけることが適当なのかどうかということが議論になっているという前提で申し上げますが、現在、多数の給与所得者の方々については、源泉徴収と年末調整でもって課税関係が完了いたしまして、確定申告の必要がないということになっておりますが、これは、年末調整の際に、生命保険料控除でありますとか住宅ローン控除など、あるいは各種の人的控除の精算などといったことが行われているから

ということでございます。

仮に、年末調整を廃止して給与所得者の方々に全員確定申告を義務づけるといったことをいたしますと、これらの控除の適用でありますとか各種控除の精算といったような作業を、納税者自らがその計算をされた上で確定申告を一からやっていただくということになりますので、その意味で、納税者の方々の手続が煩雑化し事務負担が増えるということを申し上げたものでございます。

また、事務負担のほかに申し上げますと、年末調整を行うことによりまして、多くの給与所得者の方は、十二月の時点で各種の控除の適用による所得税額の還付あるいは減少といったようなことで恩恵を受けることができるわけでございますが、確定申告となりますと、一月の下旬ぐらいに源泉徴収票がやってきて、それから申告の時期に入るということになりますので、やはり、還付なり控除の恩恵を受けられる時期が後ろにずれてしまうといったような問題もあるわけでございます。

また、元々納税義務のない方といたしまして、一定以下の年金収入のみの方ですとか住民税の非課税世帯の方などが想定されますが、こういった全ての方に税額が発生しない中で確定申告の作業を行っていただくということは、これは一から負担が増えるということになりますし、現在、税制上、そういったことを求める理由が必ずしもございませんので、そういった中で、この負担を求めることについて御理解が得られるかどうかという問題もあろうかというふうに考えております。

○日吉委員

幾つか、今、事務負担の話、まあ二つですかね。二つ目におっしゃられた還付の時期が後ろに延びるというのは、これは事務負担というよりも利便性が後退するというような、そういった形かなと思うんですけれども。

一つは、確定申告自体を個人でやらなければいけないので、控除の計算をすることになるということ。もう一つ言われたのが、済みません、ちょっとすぐ出てこなくなっちゃいましたけれども。その二つ言われましたということなんですけれども、それ以上に、企業の方の確定申告をしなくてもよくなるといった逆のメリットもあるんじゃないのかなというふうに思うんです。そのメリット。

それと、今まで納税をしていなかった方が申告をするようになると、ゼロからやらなければいけないということなんですけれども、そこはやはり、それほど複雑な計算をすることか複雑な手続が必要ではないのではないかなということ踏まえると、そんなに事務負担が増えるような話ではないのかなと思いますし、電子申告を使うことによってより簡便的に申告もできると思いますし、また、その申告の仕組み自体ももう少し簡便にしていこうということも考えられるかなというふうに思います。

このように、もちろん、個人の方の負担というのは多少上がるかもしれませんが、それ以上に、企業の負担が減るとか、こういった効果もあろうかと思えます。

ですので、質問です。確定申告を個人が全てやるということになったときに、企業についての効用、効果、軽減効果とか、こういったものがどういったことが考えられるか、お答えください。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

企業ということで、源泉徴収の事務を行っていただいている事業者の側の負担ということでございますが、仮に、全員に確定申告を義務化して、企業による源泉徴収ですとか年末調整の事務を一切行わないということでありましたら、その分企業の負担が減少するということは事実でございます。

他方で、確定申告の際に、それぞれの方の給与の支払い情報について税務署も把握する必要がございますし、申告する側も、現在、源泉徴収票という形で証明する書類を添付しているわけですが、これに代わるような何らかの給与の支払い額を証明する書類を企業から従業員の方に交付していただく、あるいは同時に税務署の方に提出していただくということは依然として必要でございますので、そういった意味での事務負担は残るということでございます。

コストの面について、先ほどちょっと時間の関係もあつてはしよりましたが、納税義務のない方も含めて全員申告ということになりますと、現在、確定申告していただいている方々の人数が年間で二千二百万人程度ということでございますが、それに対しまして、何らかの形で働いて収入を得ている方の数が約六千七百万人、約三倍になります。

また、働いて得る収入でなくても、資産性の収入、例えば家賃収入ですとかいろいろなものがございまして、そういった方々もかなりいらっしゃるということを加味いたしますと、相当程度、この申告件数というのは爆発的に増えるということになりますので、こういった方々に、それぞれ軽重はいろいろあると思えますけれども、事務負担が生ずることと、適正な申告であるということを確認するために作業が必要になってまいりますので、そのための体制整備ですとか、費用もかかるといった面もあるということは御理解いただきたいと思えます。

○日吉委員

確かに、数は非常に増えるとは思いますが、しかし、今おっしゃっていただいたように、負担の軽い重いというのがあるわけで、相当な、許容範囲を超えるような負担にはならないんじゃないのかなという思いがあります。

それと、あと、企業の方に負担も、給与支払い額について従業員そして税務署の方に提出しなければいけない、支払い額のそういう情報を提出する手続は残るとおっしゃっていましたが、それは、これまでどおりやっていた中でほかのものが簡略化されているのでそれほど大変なことにはならないんじゃないのかなということも思えますので、できない話ではないのかなというふうに思っております。

それと、各人の所得を把握できることにも、全ての人の状況が把握できることになって、それ以外の効果として、給付つき税額控除、こういった制度を行うにもつながっていくのかなというふうに思っておりますので、どうか全ての人に確定申告を行うということについて御検討をいただきたいな、こういうふうに考えます。

最後に、麻生大臣、これについてコメントをいただけないでしょうか。

○麻生国務大臣

今、住澤という、主税局の方から御説明をさせましたように、所得税というのを確定申告していただくことで税額を精算、確定するという制度となっているんですが、御存じのように、給与等は、納税者の手続を簡便にするというような観点から、いわゆる源泉徴収というのをさせていただいた上で、年末調整によって課税関係が終了する仕組みが設けられている、もうこれは御存じのとおりなんです。

今先生おっしゃるように、全ての人に確定申告を義務づけるということをおられるんだと思うんですが、これは、既に納税している方は、源泉徴収は別に確定申告という話ですけれども、納税をしておられないという方も何千万とおられますので、そういった多くの、低所得者というんですかね、多数の低額の給与所得者、これは一から申告していただくという必要が出てくるんだと思いますので、これをやろうと思うと、これはとても、まず納税を担当しています職員の数を膨大に増やしていただかなきゃいかぬことになりまして、社会的な費用は極めて大きいということになると思います。

したがって、申告に伴う納税者の事務負担というのも考えなきゃいけませんし、そういった意味では、両方に、いろいろな意味での、納税者意識という点を差し引きましても、事務負担等々に関しましてはかなりのものが増えるだろうと思いますので、これはちょっと慎重に検討をさせていただかぬと、そんな簡単にできる話とは思いません。

○日吉委員

確かに事務負担が増える面はありますけれども、一方で事務負担が社会全体で減る面もありますし、最初に申し上げたように、四つの目的、これを果たすという意味でも意義のあることなのかなというふうに考えております。

確かに、慎重な検討というのは必要だと思います。公平な税制をつくっていくという意味、そして、個々人が確定申告をするに当たって、そのインセンティブがあるような仕組みにもしていく必要があるのかなというふうに思います。そういったことをクリアしながら御検討をいただけたらなということをお願いさせていただきます。

引き続きまして、今の確定申告の話にも少し関わるんですけれども、給付つき税額控除について、これを行う場合の課題、これを、どういったことがあるのか、教えてください。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

給付つき税額控除と呼ばれているもの、これは、いわゆる給付つき税額控除と呼んでおりますが、諸外国では様々なものがございまして、中には、税とは関係なく、単に給付をする制度というのもこの給付つき税額控除と呼ばれているものの中には含まれてございます。そういったものも含めてですが、諸外国のいわゆる給付つき税額控除の中には、やはり低所得者に対する給付でありますとか、あるいは子育て世帯への支援を目的としたもの、こういったものが主でございまして、どちらかというところと社会保障施策であるとか子育て支援とかのための制度という性格を持っているものが多うございます。

そういう意味で、その導入について検討するというところでございますれば、我が国の生活保護でありますとか児童手当など、これに相当する制度が既に存在をしておりますので、こういった同様の政策目的を持つ現行制度との関係というのを十分に整理することが前提にな

ろうかというふうに考えてございます。

その上で、仮にその給付つき税額控除を導入するという場合の課題といたしましては、諸外国と同様、この給付つき税額控除の支給要件として、所得や資産の把握をどうするか。諸外国におきましては、金融所得も含めた所得を所得要件を課す際に使用している例が多うございますし、あるいは資産についても要件として加味しているケースもございます。

また、そういったものをやっていく上で、行政の執行可能性やコストといった問題、これは先ほどの確定申告に伴う議論でも出てまいりました。例えば、我が国の場合、e-Taxというお話もございましたが、自宅などからe-Taxを利用して申告されている方はまだ三割程度という現状でございますので、そういったコストの面も加味する必要があるかと思えます。

また、アメリカなどの例を見ますと、この給付つき税額控除の申告の四分の一程度が不正受給であったり、あるいは過誤受給であるといったようなデータもあつたりいたしますので、適法性のある支給をどうやって確保するか、こういった課題があるかと思えますので、慎重な検討が必要であると考えております。

○日吉委員

最後に、不正受給ということがありますという、それも一つの検討項目になるのかなと思えますけれども、最初に所得の把握をすることが課題でありますという話がありました。それは、先ほどの、全ての人に確定申告を行うことによって、ここは一つクリアされる方法になるのかなということを申し上げさせていただきたいと思えます。

それで、実際問題として、海外でこの給付つき税額控除というのは実施できていますけれども、日本で実施するに当たって、今幾つか課題をおっしゃられましたけれども、これは、政策判断としてやっていくことであればもちろんできる話なのかなと思うんですけれども、そこにかかるコストがどれだけ膨大で、現実的ではないのか、それとも判断としてやればできるものなのかどうなのか、ここの辺りのさじ加減というか感覚を、ちょっと通告していないんですけれども、教えていただけないでしょうか。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

全員に確定申告を義務づければ所得の把握の点ではクリアできるのではないかという御指摘でございましたが、先ほどもちょっと触れましたように、申告をしていただくだけでは不十分でございます。その申告が正しい申告であるということを、税務当局なり、この給付つき税額控除の制度を運営する当局が確認できることが大事でございます。そのためには、その裏づけとして、給与所得者の場合は、給与の支払いを行った方から税務当局に給与の支払い額の情報を、今であれば源泉徴収票の形でいただいておりますが、そういったものをいただく必要がありますし、事業所得者の方についても、その所得を把握するために様々な手だてを講ずる必要がある、こういったようなことになるわけでございます。

また、外国の例ですと、やはり資産性の所得についてもきちんと把握をした上で、これを所得基準に加えるという制度になっているところがありますけれども、こういったことを行うためには、現在、日本では源泉分離課税ということになっておりまして、何の情報も税務



当局には入ってこない利子所得などについてもどうやって把握するのかという課題がございますし、また、配当所得についても、一部少額のものなどについては資料情報も入ってこないという状況になっておりますので、こういった点についても、マイナンバーは導入されておりますが、マイナンバーを活用してもなお、こういった資料情報がなければナンバーを用いた名寄せもできないということでございますので、その辺の課題があるということでございます。

また、課税最低限以下の方々について、今、国税当局においては当然情報を把握していないわけですから、この方々の申告について確認する手だてをどうやっていくか。先ほど、アメリカの例で、支給額の四分の一が不正受給だったり過誤受給だったりということが起きているということでございますが、これは、アメリカのようにソーシャルセキュリティーナンバーを使いまして様々な所得のチェックを行っている国でも、なおこういった問題が起きるわけでございますので、これから一から全員に申告をしていただくといったような制度を入れた場合に、適正な申告をしていただくために、確認する作業まで含めてやっていくということになりますと、やはり社会的なコストというのは膨大になってくるというふうに考えております。

○日吉委員

確かに、全員確認するとなると相当な事務作業になるとは思いますが、今も確定申告というのは、その申告した人の申告を前提として納税をし還付も行っているということで、それを全てやはりチェックされていないんじゃないのかなというような思いがあるんですけども、そんな中で、決してできないことではないのかなというふうに理解をいたしました。

もう一つ、金融所得課税の総合課税化ということについて質問をさせていただきます。

一億円を超えると所得が増えるほど所得税負担率が低下するという仕組みは異常ですということを先日の本会議でも申し上げさせていただきました。コロナ禍により、貧富の格差の問題がより深刻化している状況にあって、今こそ所得再分配機能を回復させる税制の抜本的な改革が必要ではないか、このようにお話をさせていただきました。

しかしながら、この総合課税化というのが実現していないんですけれども、その理由、課題、この辺りを教えてください。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

上場株式の譲渡益でありますとか配当等の課税方式につきましては、金融所得課税の一体化という取組を平成十五年度以来進めてきておりまして、現在では原則一律二〇%の分離課税の対象となっており、総合課税にはなってございません。

これによりまして、税制が金融市場にゆがみを与えにくいほか、ほかの所得の状況を踏まえて、税制の税負担の軽減を目的として、意図的に金融取引のタイミングを調整して、いわばタイミングを選んで損出しをするといったような行為を抑制することもできるということでございます。

さらに、総合課税でございましたら、納税者が申告手続を行う必要があるわけでございます

が、現在の分離課税の下では、特定口座制度によりまして、納税者自身は申告を行わなくても、源泉徴収等によりまして完結する簡便な仕組みになっているわけでございます。

こういった中で、この金融所得課税の在り方につきましては、令和三年度の与党税制改正大綱におきましても、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響等も踏まえつつ、総合的に検討するということになってございますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

引き続き検討ということですが、麻生大臣、コメントをいただけますか。

○麻生国務大臣

今、住澤の方から御答弁をさせていただきましたとおり、この話は、金融所得課税というものを、総合課税に対する点はいろいろ申し上げたとおりなんですけど、今、この制度については、一〇%だったものを二〇%に上げたんですかね、たしかあ那时候。金融分離課税として倍にさせていただいたんだと思うんですが、それが今いろいろ御検討いただいているところなんだと思いますので。

たしか、与党の税制調査会の中で、令和三年度の中で、この問題については検討すべきということになっておりますので、私どもとしては、この大綱で示されておりますので、公平性というものを確保するという観点から、これは諸外国もよく見ておきませんと、簡単に移動しますので、そういった意味では、市場への影響等々を踏まえつつ、これは総合的に検討をさせていただきたいと思っております。

○日吉委員

是非御検討をお願いいたします。

続きまして、消費税についてお伺いをいたします。どうも私、ずっと分からないことがあります。それについて今日はお伺いしたいと思います。

消費税は社会保障関係費に使うということが、消費税法にも明記されております。日本の国民の皆様、消費税は社会保障に使うということは御理解されていると思います。しかし、どうもお金というのは、集まって、それをどこに使っているのかというのはなかなか分からないものかな、お金に色はないというようなことが言われる中で、どうして消費税は社会保障費に使われているのかというところを御説明いただきたいと思います。その前提として、まず一つ目の質問なんですけれども、消費税収入、これは、入金口座が、消費税の収入が入ってくる政府の口座があって、それは特別に何か分離されて、ほかの税収とは分離されているような、こういうことが行われているのでしょうか。教えてください。

○伊藤副大臣

お答えいたします。

日本の国庫制度におきましては、会計法第三十四条及び日本銀行法の第三十五条の規定に基づきまして、あらゆる種類の国庫金を日本銀行に集中してその出納事務を取り扱わせることとし、日本銀行を最終的かつ総括的な現金出納機関とすることによって、国庫金の効率的、統一的な運用を図っております。

そうした観点から、国は、日本銀行に保有する政府預金において租税を含む国庫金の受け払

いを行っているところでございまして、税目別に口座は区分されておらず、消費税収入の入金口座は他の税収とは区分はされておられません。

○日吉委員

ありがとうございます。

今お話しの中で、政府が持っている日本銀行の口座の中に消費税収入も所得税収入も他の税収も一緒に入ってくるということで、消費税収入だけが区分されているわけではないということでした。

それで、二つ目の質問なんですけれども、では、消費税収入がどの社会保障支出に支出されているのか。社会保障関係経費、幾つかありますけれども、そのどこに幾ら消費税の税収が支出されているのか、これというのは明確に把握されているのでしょうか。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

お答え申し上げます。

消費税法の第一条第二項については議員御案内のとおりでございまして、これを受けまして、予算の方におきましても、毎年、予算総則におきまして、消費税収の使途となります社会保障の各経費を総則の方に限定列挙いたしておるところでございまして。

そこで、論点でございましてけれども、施策ごとに消費税収を幾ら充てているかまでを定めているわけではございませんけれども、令和三年度の予算案で申しますと、ただいまの四経費が三十一兆八千億程度でございまして、国分の消費税収のうち地方交付税の財源になる分を除きますと十六兆三千億ほどでございまして、国分の税収が社会保障以外に充てられているという状況にはございません。

○日吉委員

社会保障以外に、社会保障の支出の金額の方が大きいから、その中の範囲内に消費税収入が収まっています、全額社会保障に充てられています、こういう御説明だったと思うんですけども、そうすると、今のお話ですと、三十一兆のうち十六兆充てられていますけれども、残りの十五兆については、どの税収が社会保障関係経費に支出されているか、それは把握されているのでしょうか。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

お答え申し上げます。

消費税収で賄い切れていない四経費につきまして、どの税目からの税収を幾ら充てているというふうに定めているわけではございませんけれども、消費税以外の税収、税外収入あるいは特例公債の公債金収入といった一般財源によりまして賄っているところでございます。

○日吉委員

そうしますと、消費税で賄い切れなかった部分についてどの税収で賄っているのかというのは、区別はされていないけれども、何らかの税収で賄っています、こういう御説明だったと思います。

そうしたら、例えば、所得税収が社会保障関係経費に充てられているんですけども、それ以外にほかの税収が社会保障関係経費に充てられて、実は消費税が余ってしまっているというようなことはないということは、どうやって把握されているのでしょうかね。質問の意

味、分かりましたでしょうか。よろしく申し上げます。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

法律に決められているとおり、まず消費税収を充てているわけで、その残りの部分については、一般会計全体で使える一般財源がございますので、それは特例債も含めてですけれども、それが充たっていることになっているという御説明をさせていただいているところでございます。

○日吉委員

充たっていることになっているというお話ですけれども。

そうしたら、もう一つ質問です。

消費税収が社会保障関係経費を超過する場合、消費が増えて消費税収が増えました、そうした場合、社会保障関係費に支出しても超過して余っている場合、この余っているものというのは社会保障関係経費以外に支出するのでしょうか。今の法律だとどうなっているのでしょうか。

○住澤政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

先ほど主計局からも御答弁申し上げましたとおり、消費税法第一条第二項におきましては、消費税収につきまして、地方交付税分を除いてでございますが、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策、いわゆる社会保障四経費に充てるということが定められておりますので、御指摘のように、この社会保障四経費を上回って消費税収が生ずる、逆に言うと、消費税収に余りが生ずるといような事態は想定をされていないということでございます。

つまり、消費税収を他の経費に使うことはできないというのがこの消費税法第一条第二項の趣旨でございます。

○日吉委員

分かりました。

そういうことであれば、消費税収はこの四経費以外に使うことができませんということなので、もし仮に余ってしまった場合、今の法律であれば、それは使えないので必然的に繰り越される、こういうことになるということでしょうか。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

その四経費以外に使えないということでございますので、これだけギャップがある中で、余り仮定の話にお答えするのはどうかとは思いますが、仮にオーバーフローみたいなことがあれば、それは剰余金という形になるんだろうと思います。それはそれでまた、四経費以外には使えないものとしての性質は引き継がれていくということだと思います。

○日吉委員

分かりました。じゃ、そこは、今の状況ですと使えないということで、確認ですけれども、剰余金ということに必ずなるということと理解いたしました。

大臣、念のため、そのような処理でよろしいでしょうか、確認させてください。

○麻生国務大臣

基本的に、今申し上げたとおりなんですけれども、消費税収につきましては、現行の消費税法の第一条の第二項において、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費、いわゆる社会保障四経費ですけれども、に充てるということとされておりますのは御存じのとおりです。

したがって、施策ごとに消費税を幾ら充てるかということを決めているわけではありませんが、令和三年度の予算案におきましては、国の社会保障の四経費につきましては三十一兆八千億に対して、地方交付税というものを除きました国の消費税収というのは十六兆三千億になっておりますので、国の消費税収が社会保障というものに全て充てられているということでありまして、それ以外に充てられている、これは余裕から見ても、ないということになろうと存じます。

○日吉委員

今ちょっと私の質問とは違うことについてお答えいただいたように思われるんですけども、私の質問は、今、消費税収入が劇的に伸びて社会保障関係経費を上回った、その余剰金が発生したときに、その余剰金はほかの経費に流用しないで剰余金として繰り越していくことになる、これでよろしいですね。

○麻生国務大臣

誠にうまい話が、そういううまい話があればよろしいんだと思いますけれども、はい、そういうことになります。

○日吉委員

ありがとうございます。そういうことなので、社会保障経費としての税込というお話だったと思います。

ただ、どうも、やはり口座が分かれているわけでもなく、そしてどこに使っているかという細かい使途というのが分からない中において、要は、机の上で、まあそう使っていますねというような感じがしてならなくて、冒頭にも申し上げましたが、実際にはお金に色はない中で、どうして社会保障関係経費に使っているのかなというのがよく分からなかったんですね。

この社会保障関係経費が増大していく中で税込全体を伸ばしていかなければならない、そのための手段として消費税で税込を増やしていきましようということは、これなら筋は通っているのかなと思うんですけども、税込全体で社会保障関係経費の負担に対応しているわけですから、消費税は社会保障関係経費にも貢献はしていますけれども、それ以外にも支出にも間接的に貢献しているのではないかなと。

別の言い方をすれば、社会保障関係経費を支えているのは別に消費税だけではないということだと思いますので、消費税がなければ社会保障制度が破綻するという言い方は少しおかしくて、税込や国債収入も含めて、そういった歳入がしっかり確保できなければ社会保障制度が不安定になる、こういう言い方が本来の表現の仕方ではないのかなということを申し上げさせていただきます。

次に、国債について、もう一度伺いさせていただきたいと思います。

くどくて申し訳ないんですけども、先進国の自国通貨建て国債が償還できなくなること

はあるのでしょうか。もしあるのであれば、償還できない場合というのはどのような状況を想定されていらっしゃるのか。教えてください。

○麻生国務大臣

御質問ですけれども、今、日本の場合でいきますと、極めて厳しい財政状況ではありますけれども、国債というものが、購入され、消化されているとか、いろいろな表現はあるんですが、日本の財政運営に対する信認があつて結果として国債が買われるという状況、それが前提になっているんだと思いますが、しかし、財政状況は更に厳しいということになって、仮にマーケットからの信頼が失われるという事態が発生すると、まず、国債の金利が急激に上昇してくるんだと思いますが。したがって、金利を上げないと償還ができないということになるので、いわゆる資金調達というものは国としては難しいことになるといふことなんだと思います。

また、今言われたように、今度は、いわゆる日銀とか中央銀行というものが紙幣を増刷して、国債を引き受けられるから自国通貨建て国債なんというものはデフォルトしないという、最近よく聞かれるMMT、モダン・マネタリー・セオリーという話もよく聞かれるところですが、そういう前提で財政とか金融とかいうものの運営が行われるということになれば、金がどんだん印刷されて賄うと、これはインフレになりますから、間違いなく。そういった状況が出てきますので、私どもとしては、そういうような話ではなくて、きちんとした財政というものは、持続可能性というものを考えて、いわゆる国民とかマーケットとかいうものの信頼というものを確保しておかないかぬ。

そのためには、今のように、借金で金利を賄うというようなものではなくて、プライマリーバランスというものが黒字化、最低限ゼロになるというようなものを考えるということが大前提で、それに合わせて歳出歳入を考えていかねばならぬものだと思っております。

○日吉委員

おっしゃるとおり、財政の、財政運営に対する市場の信認を確保するという事は非常に大事なことだと思います。そのためにどうするのかということを考えて、むやみに財政を支出するのは、それはもちろんよろしくないと思います。

ただ、今確認させていただいているのは、事実として償還できなくなるということがあると大臣は認識されているということを確認させていただいているんですね。償還できなくなることはあり得るということであれば、そうお答えいただければと思います。

○麻生国務大臣

金融で、世界でたればの話は極めて危ない話になりますので、うかつなことは申し上げられませんけれども、可能性というのはいろいろなものが、絶対ないかと言われれば、法律的に見ましても、状況的に見ましても、この世界で絶対ないということはないということだと思っております。

○日吉委員

絶対ないということはないという御回答をいただきました。それはないこともないというふうに理解をいたしました。

それと、もう一つ大臣にお伺いしたいんですが、先日の委員会におきまして、大臣は、直近

の国債発行をしてもいいかどうかという判断をするに当たって過去の経験や信用から国債発行が可能だと判断されたというような御答弁をされました。

ただ、いつ信認がなくなるかどうか分からないという状況の中において、過去の経験や信用だけから判断するというと、ちょっと心もとない感じもしますので、やはりデータに基づいた上で、国債を発行できるかできないかといったことを見極めた上で、それを国民の皆様説明して、発行しましたということにするのが本来なのではないかなと思うんですけども、このデータに基づいた判断というのは、なされているんだと思うんですけども、どのようになされたのか、教えていただけますでしょうか。

○麻生国務大臣

今回の大量の国債発行というものは、もうこれは御存じのように、新型コロナという感染症の拡大というものに対応するために、雇用というものを守るとか、生活を守る等々、いろいろな必要な経費というのを計上させていただいたことで一転需要が伸びた、そして同時に、コロナによって景気が悪くなって税収が落ち込んだという二つが問題がありまして、大きな国債の発行が必要になったというのが背景なんだと思います。

今言われましたように、こういったようなものは、市場がそれに応えて、きちんと政府が発行をしたものを買ってくれるか買ってくれないかというようなものを、これは信用ですから、データというもので言われるものではありませんで、定量的な根拠というものはお示しづらいんだと思っております。

その上で、私どもとしては、二〇二五年のいわゆるプライマリーバランスの黒字化目標というものに向けまして、いわゆる歳出改革とかいうものをきちんと我々は継続するということをマーケットに言い、また足下では、市場に大量の国債を発行させていただいておりますけれども、基本的に、極めて低い金利で安定的に消化をされているという現実がありますので、そういったことで、市場の状況とか投資家の意向とか、そういったようなものを勘案して、マーケットと、若しくは投資家との間の丁寧な対話を行っておりますので、財政に対する市場の信認というものを維持しながら、国債の円滑な消化が可能であるというように判断をさせていただき、今のところ、そのような形になって、結果としては、引き続き市場の信認というのは得られているんだと思っておりますが。

しかし、これが大丈夫だからといって、どんどん出したって永久に大丈夫だ、自国通貨でやっているところはそんなことはないんだという説を言っておられる方もおられますけれども、私どもとしては、明日以降もこれが今の状況とずっと同じだという保証はありませんから、そういった世界なので、私どもとしては、こういったものの持続可能性というのを確保し続けていくために、市場関係者との間のいわゆる対話というのは極めて大事なものだと思っております。

○日吉委員

今大臣がおっしゃられた、明日以降も同じように信認があるのかどうかということは分からないという中だからこそ、どういった判断に基づいて国債を発行できたのかといったことをできるだけ客観的に説明できるようなことが必要なのかなと思いますので、そのところをまたお願いしたいなと思います。

最後に、現在のマネーストックの状況について、それが今後、過度なインフレになるような可能性があるような量なのかどうなのかというような点から、今、マネーストックの規模をどのように判断されているのか、評価されているのか、お答えください。

○越智委員長

日本銀行清水企画局長、申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○清水参考人（日本銀行清水企画局長）

お答え申し上げます。

マネーストックの代表的な指標でございますM2の前年比は、このところ、九%台前半とコロナ禍以前と比べると高めの伸びを続けてございます。

これは、コロナ禍におきまして、政府が大規模な経済対策を実施していることや、金融機関が積極的な貸出しにより企業等の資金繰りを支えていることの表れでございます。

もともと、物価という点では、消費者物価の前年比は、感染症のショックによる需要減少に加え、これまでの原油価格の下落を受けたエネルギー価格の低下や、GoToトラベル事業による宿泊料の割引といった一時的な下押し要因などにより、マイナスとなっております。

当面そうした状況が続いた後は、一時的な下押し要因が剥落し、経済が改善していく下でプラスに転じ、徐々に上昇率を高めていくと予想をしております。

もともと、こうした見通しについては、足下、特に感染症の影響を中心に、下振れリスクの方が大きいと認識しております。したがって、先行きの物価につきましては、様々な不確実性がございますので、引き続きその動向を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○日吉委員

ちょっと質問への明確なお答えはございませんでしたが、時間が参りましたので、終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。